

市区町村別集計項目(推進体制等)

大阪府	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						42	43	35				43					
27	100	大阪市	男女共同参画課	1	1	1	1	大阪市男女共同参画推進条例	2002年12月4日	2003年1月1日		大阪市男女共同参画基本計画～第3次 大阪市男女きらめき計画～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	0
27	140	堺市	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課	1	1	1	1	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第4期さかい男女共同参画プラン(改定)	2017年4月	～	2022年3月	1	1
27	202	岸和田市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	岸和田市男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2011年4月1日		第4期きしわだ男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	203	豊中市	人権政策課	1	2	1	1	豊中市男女共同参画推進条例	2003年10月10日	2003年10月10日		第2次豊中市男女共同参画計画改定版	2017年4月	～	2022年3月	1	1
27	204	池田市	人権・文化国際課	1	2	1	1	池田市男女共同参画推進条例	2002年9月27日	2002年9月27日		第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)改訂版	2018年4月1日	～	2024年3月31日	1	1
27	205	吹田市	人権政策室	1	2	1	1	吹田市男女共同参画推進条例	2002年10月9日	2002年11月1日		第4次すいた男女共同参画プラン	2018年4月	～	2023年3月	1	1
27	206	泉大津市	人権くらしの相談課	1	2	1	1	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	2007年12月14日	2008年4月1日		第3次泉大津市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	207	高槻市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	高槻市男女共同参画推進条例	2005年12月20日	2006年4月1日		高槻市男女共同参画計画	2013年4月1日	～	2023年3月31日	1	1
27	208	貝塚市	貝塚市 都市政策部人権政策課	1	2	1	1				0	貝塚市男女共同参画(第3期)コスモスプラン	2013年4月	～	2023年3月	0	1
27	209	守口市	市民生活部 人権室	1	2	1	1	守口市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2010年4月1日		第3次守口市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	210	枚方市	人権政策室	1	2	1	1	枚方市男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次枚方市男女共同参画計画改訂版	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	211	茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	1	2	1	1				3	第2次茨木市男女共同参画計画(改訂版)	2017年4月	～	2022年3月	1	1
27	212	八尾市	人権政策課	1	2	1	1	八尾市男女共同参画推進条例	2009年12月25日	2010年4月1日		八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次 八尾市男女共同参画基本計画～	2021年4月	～	2026年3月	1	1
27	213	泉佐野市	人権推進課	1	1	1	1	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	2017年3月27日	2017年4月1日		いずみさの男女共同参画行動計画改訂版	2018年4月1日	～	2022年3月31日	1	1
27	214	富田林市	人権・市民協働課	1	2	1	1	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次富田林市男女共同参画計画(ウィズプラン)	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	215	寝屋川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	1
27	216	河内長野市	人権推進課	1	2	1	1	河内長野市男女共同参画条例	2005年9月29日	2006年1月1日		河内長野市男女共同参画計画(第4期)	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
27	217	松原市	松原市人権交流センター	1	2	0	1	松原市男女輝きまちづくり条例	2015年4月1日	2015年4月1日		第4期まつばら男女かがやきプラン	2019年4月	～	2024年3月	1	1
27	218	大東市	市民生活部 人権室	1	2	1	1	大東市男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第4次大東市男女共同参画社会行動計画	2019年4月	～	2029年3月	1	1
27	219	和泉市	和泉市総務部人権・男女参画室	1	2	1	1	和泉市男女共同参画推進条例	2007年7月11日	2007年8月1日		第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	220	箕面市	人権施策室	1	2	1	1				0	箕面市男女協働参画推進プラン	2021年4月	～	2031年3月	0	1
27	221	柏原市	人権推進課	1	2	1	1	柏原市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年4月1日		第3期かしわら男女共同参画プラン	2015年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
27	222	羽曳野市	人権推進課	1	2	1	1	羽曳野市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	223	門真市	人権市民相談課	1	2	1	1	門真市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第2次かどま男女共同参画プラン	2012年4月	～	2022年3月	0	1
27	224	摂津市	人権女性政策課	1	1	1	1				0	第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～	2012年4月1日	～	2022年3月31日	1	1
27	225	高石市	人権推進課	1	2	1	1				0	第2次高石市男女共同参画計画	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	226	藤井寺市	協働人権課	1	2	1	1	藤井寺市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			現在の状況	有				現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	
27	227	東大阪市	多文化共生・男女共同参画課	1	1	1	1	東大阪市男女共同参画推進条例	2004年7月1日	2004年7月1日		第4次東大阪市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
27	228	泉南市	人権推進課	1	1	1	1	泉南市男女平等参画推進条例	2011年12月26日	2012年4月1日		せんなん男女平等参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	1	1	
27	229	四條畷市	四條畷市市民生活部人権・市民相談課	1	2	1	1	四條畷市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年7月1日		第2次四條畷市男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
27	230	交野市	人権と暮らしの相談課	1	2	1	1	交野市男女共同参画推進条例	2014年4月1日	2014年4月1日		交野市男女共同参画計画	2013年8月 ~ 2023年3月	1	1	
27	231	大阪狭山市	市民生活部 市民相談・人権啓発グループ	1	2	1	1	大阪狭山市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
27	232	阪南市	人権推進課	1	2	1	1	阪南市男女共同参画推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日		阪南市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
27	301	島本町	人権文化センター	1	2	1	1	島本町男女共同参画推進条例	2006年2月9日	2006年4月1日		しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
27	321	豊能町	住民部住民人権課	1	2	1	1				0	豊能町男女共同参画プラン	2005年4月 ~	0	1	
27	322	能勢町	総務課	1	2	1	1				0	第2次能勢町男女共同参画プラン	2016年3月 ~ 2026年2月	0	1	
27	341	忠岡町	企画人権課	1	2	1	1	忠岡町男女共同参画推進条例	2013年3月4日	2013年4月1日		第2次忠岡町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
27	361	熊取町	人権・女性活躍推進課	1	1	1	1	男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年4月1日		熊取町第2次男女共同参画プラン(改訂版)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
27	362	田尻町	総務部 企画人権課 人権・男女共生室	1	2	1	1	田尻町男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第2次田尻町男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
27	366	岬町	岬町総務部人権推進課	1	2	1	1	岬町男女共同参画推進条例	2013年4月1日	2013年4月1日		第2次岬町男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
27	381	太子町	住民人権課	1	2	1	1	太子町男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第2次太子町男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
27	382	河南町	人権男女共同社会室	1	2	1	1	河南町男女共同参画推進条例	2013年3月13日	2013年4月1日		河南町男女共同参画プラン第2期	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
27	383	千早赤阪村	住民課	1	2	1	1	千早赤阪村男女参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			32						7	25	19	12	1	18	9	6	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	クレオ大阪中央	543-0002	大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	<a href="http://www.creo-osaka.or.jp/chuou/index.html">http://www.creo-osaka.or.jp/chuou/index.html</a>	○			○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	クレオ大阪子育て館	530-0041	大阪市北区天神橋6-4-20	06-6354-0106	06-6354-0277	<a href="http://www.creo-osaka.or.jp/north/index.html">http://www.creo-osaka.or.jp/north/index.html</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	クレオ大阪西	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	<a href="http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html">http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	クレオ大阪南	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	<a href="http://www.creo-osaka.or.jp/south/index.html">http://www.creo-osaka.or.jp/south/index.html</a>		○		○			○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	クレオ大阪東	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	<a href="http://www.creo-osaka.or.jp/east/index.html">http://www.creo-osaka.or.jp/east/index.html</a>		○		○			○	
27	140	堺市	男女共同参画交流の広場		599-8123	大阪府堺市東区北野田1077アミナス北野田3階	072-236-8266	072-236-8277	<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokuyodosa nkaku/sodan">http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokuyodosa nkaku/sodan</a>		○	○				○	
27	140	堺市	堺市立男女共同参画センター	コクリコさかい	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27	072-223-9153	072-223-7685	<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/s hiryou_etc/shisetu/danjokyo center/gaiyou.html">https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/shogai/s hiryou_etc/shisetu/danjokyo center/gaiyou.html</a>	○		○			○	○	
27	202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター		596-0042	大阪府岸和田市加守町4丁目6番18号	072-441-2535	072-441-2536	<a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/</a>		○	○			○		
27	203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センター	すてっぷ	560-0026	大阪府豊中市玉井町1-1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	<a href="http://www.toyonaka-step.jp/">http://www.toyonaka-step.jp/</a>		○		○			○	
27	204	池田市	池田市立男女共生サロン		563-0058	大阪府池田市栄本町9番1号	072-754-2891	072-750-5125	<a href="https://www.city.ikedaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/shisetsu/1415935051562.html">https://www.city.ikedaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/shisetsu/1415935051562.html</a>		○		○			○	
27	205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	デュオ	564-0072	吹田市出口町2-1	06-6388-1451	06-6385-5411	<a href="http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/danjoc.html">http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/danjoc.html</a>		○	○			○		
27	206	泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン	にんじんサロン	595-0025	大阪府泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪5階	0725-21-6555		<a href="https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/jinkenkurasi/tantougyoumu/danjoc/ninjinsaron/ninjin.html">https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/jinkenkurasi/tantougyoumu/danjoc/ninjinsaron/ninjin.html</a>		○	○				○	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体					
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
27	207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター		569-0804	高槻市紺屋町1-2	072-685-3725	072-686-2455	<a href="http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/shimin/jinkenda/gyomuannai/danjo_center/index.html">http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/shimin/jinkenda/gyomuannai/danjo_center/index.html</a>	○		○		○			
27	208	貝塚市															
27	209	守口市															
27	210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	ウィル	573-0032	枚方市岡東町12-3 ひらかたサンプラザ3号館	072-843-5636	072-843-5637	<a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html</a>		○	○			○		
27	211	茨木市	茨木市立男女共生センターローズWAM	ローズWAM	567-0882	大阪府茨木市元町4番7号	072-620-9920	072-620-9921	<a href="http://www.rosewam.city.ibaraki.osaka.jp/">http://www.rosewam.city.ibaraki.osaka.jp/</a>	○		○			○		
27	212	八尾市	八尾市男女共同参画センター	すみれ	〒581-0833	大阪府八尾市旭ヶ丘5丁目85-16 生涯学習センター「かがやき」学習プラザ4階 令和4年4月移転予定	072-923-4940	072-923-4940	<a href="https://danjo.osaka.jp/yao/index.html">https://danjo.osaka.jp/yao/index.html</a>		○				○		○
27	213	泉佐野市	いずみさの女性センター	なし	598-0005	大阪府泉佐野市市場東1丁目295-1レイクアルスタープラザ・カワサキ 生涯学習センター内	072-469-7125	072-469-7125	<a href="http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html">http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html</a>	○			○				○
27	214	富田林市	富田林市男女共同参画センターウイズ		584-0084	富田林市桜丘町2-8(すばるホール3階)	0721-23-0030	0721-23-0030	<a href="https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html">https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html</a>		○	○				○	
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	ふらっとねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大和町2番14号市立産業振興センター(にぎわい創造館)5階	072-800-5789	072-800-5489	<a href="https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/suishincenter/index.html">https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/suishincenter/index.html</a>		○	○				○	
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター		586-0025	大阪府河内長野市昭栄町7-1	0721-54-0003		<a href="https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/">https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/</a>		○		○			○	
27	217	松原市	松原市人権交流センター	はーとビュー	580-0023	松原市南新町2-141-1	072-332-5705	072-332-5710	<a href="https://www.city.matsubara.lg.jp/bunka/8997.html">https://www.city.matsubara.lg.jp/bunka/8997.html</a>		○	○				○	
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	アクロス	574-0036	大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道サンタワー内	072-869-6505	072-870-1405	<a href="http://www.daito-across.jp">http://www.daito-across.jp</a>		○		○				○
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	モアいずみ	594-0041	大阪府和泉市いぶき野五丁目4番7号	0725-57-6640	0725-57-6643	<a href="https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/maoizumi/index.html">https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/maoizumi/index.html</a>		○	○				○	
27	220	箕面市	男女協働参画ルーム		562-0015	大阪府箕面市稲1丁目14-5	072-724-6943	072-725-8360	<a href="https://www.city.minoh.lg.jp/danjyo/index.html">https://www.city.minoh.lg.jp/danjyo/index.html</a>		○	○				○	
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	フローラルセンター	582-8555	大阪府柏原市安堂町1番55号	072-972-1501	072-972-2131	<a href="http://www.city.kashiwara.osaka.jp/">http://www.city.kashiwara.osaka.jp/</a>		○	○				○	
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター		583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111			○		○				○	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体						
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	WESS	571-0066	大阪府門真市幸福町3-1 コア古川橋内	06-6900-8550	06-6900-8551	<a href="https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/shisetsushokai/7/5613.html">https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/shisetsushokai/7/5613.html</a>	○		○			○			
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	ウイズせっつ	566-0021	大阪府摂津市南千里丘5番35号	06-4860-7112	06-4860-7113	<a href="http://www.with-settsu.jp">http://www.with-settsu.jp</a>		○	○			○			
27	225	高石市																
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム		583-0035	大阪府藤井寺市北岡1-2-3市民総合会館本館3階	072-939-7020		<a href="https://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html">https://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html</a>		○	○			○			
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	イコーラム	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	<a href="https://www.ikoramu.com/">https://www.ikoramu.com/</a>		○	○			○			
27	228	泉南市																
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム		575-8501	大阪府四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955	<a href="https://www.city.shijonawate.lg.jp/">https://www.city.shijonawate.lg.jp/</a>	○		○			○			
27	230	交野市																
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	きらっとびあ	589-0005	大阪狭山市狭山1丁目862-5	072-247-7047	072-247-7047	<a href="https://os-gender.jimdofree.com/">https://os-gender.jimdofree.com/</a>		○	○						○
27	232	阪南市																
27	301	島本町																
27	321	豊能町																
27	322	能勢町																
27	341	忠岡町																
27	361	熊取町																
27	362	田尻町																
27	366	岬町																
27	381	太子町																
27	382	河南町																
27	383	千早赤阪村																



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																			
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業														
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他					
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	2001年11月24日	7	5	4,001	○	○	○	○		○									
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター	2002年7月9日	0	0	0	○	○	○	○	○						○				講演会、映画上映会の開催
27	217	松原市	松原市人権交流センター	2014年4月1日	9	1	19,687	○	○	○	○											
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	2006年4月1日	1	0	1,934		○	○	○		○									男女共同参画社会推進を目的とした映画上映会
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	2003年4月27日	0	8	27,873	○	○	○	○		○	○								男女共同参画推進事業(オアシス)助成金事業
27	220	箕面市	男女協働参画ルーム	1996年4月1日	7	0	2,538	○	○	○	○											
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	1995年11月24日	7	1	6,305	○	○	○	○		○	○	○							一時保育事業
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター	2000年4月1日	0	0	0			○												会議室の貸出
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	2015年10月9日	2	0	13,327	○	○	○	○	○		○								
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	1998年4月1日	2	7	17,351	○	○	○	○		○									
27	225	高石市																				
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム	2002年11月1日	0	1	0					○										自主活動のためのスペースの提供
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	2003年4月14日	7	4	80,410	○	○	○	○		○	○	○	○						利用者への一時保育の提供等
27	228	泉南市																				
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム	2009年10月1日	0	0	15				○	○										
27	230	交野市																				
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	2008年9月1日	0	7	5,448	○	○	○	○		○									
27	232	阪南市																				
27	301	島本町																				
27	321	豊能町																				
27	322	能勢町																				
27	341	忠岡町																				
27	361	熊取町																				
27	362	田尻町																				
27	366	岬町																				
27	381	太子町																				
27	382	河南町																				
27	383	千早赤阪村																				

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			6			33	0	0.0	59	4	6.8	10	0	0.0	9	0	0.0	7,790	1,216	15.6
27	100	大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0									
27	140	堺市	1995年1月21日	女と男がいきるのやSAKAI宣言	4	1	0	0.0	3	1	33.3									
27	202	岸和田市				1	0	0.0	2	0	0.0						151	7	4.6	
27	203	豊中市	2018年7月2日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0						476	93	19.5	
27	204	池田市				1	0	0.0	2	0	0.0						113	性別未確認		
27	205	吹田市				1	0	0.0	2	0	0.0						591	134	22.7	
27	206	泉大津市				1	0	0.0	1	0	0.0						86	性別の把握をしていない		
27	207	高槻市				1	0	0.0	2	0	0.0						1037	291	28.1	
27	208	貝塚市				1	0	0.0	2	0	0.0						101	15	14.9	
27	209	守口市				1	0	0.0	1	0	0.0						179	14	7.8	
27	210	枚方市				1	0	0.0	2	0	0.0						534	性別は把握せず		
27	211	茨木市	2016年5月26日	茨木市イクボス宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						506	116	22.9	
27	212	八尾市				1	0	0.0	2	0	0.0						746	176	23.6	
27	213	泉佐野市				1	0	0.0	2	0	0.0						82	6	7.3	
27	214	富田林市				1	0	0.0	2	0	0.0						216	37	17.1	
27	215	寝屋川市				1	0	0.0	1	0	0.0						200	28	14.0	
27	216	河内長野市				1	0	0.0	2	0	0.0						385	60	15.6	
27	217	松原市				1	0	0.0	1	0	0.0						241	45	18.7	
27	218	大東市				1	0	0.0	1	0	0.0						51	1	2.0	
27	219	和泉市				1	0	0.0	2	0	0.0						200	27	13.5	
27	220	箕面市				1	0	0.0	2	0	0.0						310		0.0	
27	221	柏原市				1	0	0.0	1	0	0.0						115	2	1.7	
27	222	羽曳野市				1	0	0.0	2	0	0.0						198	46	23.2	
27	223	門真市				1	0	0.0	2	1	50.0						119	19	16.0	
27	224	摂津市				1	0	0.0	2	0	0.0						105	16	15.2	
27	225	高石市				1	0	0.0	2	0	0.0						51	7	13.7	
27	226	藤井寺市				1	0	0.0	2	0	0.0						45	1	2.2	
27	227	東大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0						392	22	5.6	
27	228	泉南市	2012年12月19日	泉南市男女平等参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						33	1	3.0	
27	229	四條畷市	2011年3月20日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	1	100.0						32	5	15.6	
27	230	交野市				1	0	0.0	1	0	0.0						23	2	8.7	
27	231	大阪狭山市	2014年4月30日	大阪狭山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						88	16	18.2	
27	232	阪南市				1	0	0.0	1	0	0.0						60	5	8.3	
27	301	島本町										1	0	0.0	0	0	49	9	18.4	
27	321	豊能町										1	0	0.0	1	0	14	0	0.0	
27	322	能勢町										1	0	0.0	1	0	44	0	0.0	
27	341	忠岡町										1	0	0.0	1	0	21	0	0.0	
27	361	熊取町										1	0	0.0	1	0	39	6	15.4	
27	362	田尻町										1	0	0.0	1	0	3	0	0.0	
27	366	岬町										1	0	0.0	2	0	61	1	1.6	
27	381	太子町										1	0	0.0	1	0	47	5	10.6	
27	382	河南町										1	0	0.0	1	0	33	3	9.1	





都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード									
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
																														その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他
27	223	門真市	30.0	2022年3月	39	35	306	98	32.0	地方自治法第180条の5・第202条の3	33	31	280	94	33.6	6	4	25	4	16.0	23	5	21.7	24	5	20.8	1		1		1	
27	224	摂津市	35.0	2022年3月	43	39	472	168	35.6	地方自治法第180条の5及び第203条の3	12	12	217	68	31.3	6	5	33	7	21.2				32	3	9.4	1		1		1	
27	225	高石市	35.0	2027年3月	31	28	370	112	30.3	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	31	28	370	112	30.3	6	4	29	7	24.1	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1	
27	226	藤井寺市	35.0	2026年3月	39	35	415	114	27.5	地方自治法第180条の5および第202条の3に基づく審議会等	34	32	378	107	28.3	6	4	37	7	18.9	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1		1	
27	227	東大阪市	40.0	2031年3月	86	80	1,151	365	31.7	(1)行政委員会、(2)附属機関、(3)(1)(2)以外に規則、規程、要綱等により設置している委員会・協議会等	68	65	1,015	326	32.1	6	4	36	5	13.9	59	10	16.9	60	10	16.7	1		1		1	
27	228	泉南市	40.0	2022年3月	23	20	253	52	20.6	地方自治法第180の5 地方自治法第202の3	23	20	266	66	24.8	6	6	36	7	19.4				33	1	3.0	1		1		1	
27	229	四條畷市	50.0	2028年3月	47	43	486	159	32.7	すべて	41	39	456	153	33.6	6	4	30	6	20.0				26	3	11.5	2	2017年3月31日	1		1	
27	230	交野市	30.0	2023年3月	30	28	421	133	31.6	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	30	28	421	133	31.6	6	5	30	7	23.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
27	231	大阪狭山市	35.0	2022年3月	44	44	545	158	29.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	44	43	542	157	29.0	5	4	30	7	23.3				25	4	16.0	2	2020年4月1日	2	2020年4月1日	2	2020年4月1日
27	232	阪南市	35.0	2022年3月	32	27	408	132	32.4	地方自治法第138条の4第3項・202条の3	28	23	351	123	35.0	6	3	22	5	22.7	38	2	5.3	39	2	5.1	1		1		1	
27	301	島本町	40%以上 60%未満	2022年3月	43	40	514	192	37.4	・法律又は条例を根拠に設置されている審議会等・法律により設置されている委員会等・条例、規則又は要綱等により設置されている懇談会、会議等・法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員(人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員)	28	28	296	99	33.4	6	5	30	9	30.0	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
27	321	豊能町	0.3		31	22	282	48	17.0	地方自治法第202条の3に基づき設置されている審議会など	24	19	252	43	17.1	6	3	30	5	16.7	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
27	322	能勢町	30.0	2022年3月	27	14	245	49	20.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	27	14	245	49	20.0	6	3	30	4	13.3	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
27	341	忠岡町									14	14	186	41	22.0	6	3	31	6	19.4				29	3	10.3	1		1		1	
27	361	熊取町	40.0	2023年3月	42	39	484	140	28.9	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の附属機関並びにこれに準ずる機関	36	34	452	131	29.0	6	5	32	9	28.1	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1	
27	362	田尻町	40.0	2025年3月	24	17	181	35	19.3	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	24	17	181	35	19.3	6	2	29	5	17.2	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1	
27	366	岬町	40.0	2023年3月	9	9	220	53	24.1	政策・方針決定にかかる審議会	9	9	220	53	24.1	0	0	0	0		39	4	10.3	40	4	10.0	1		1		1	
27	381	太子町	50.0	2030年3月	19	13	194	43	22.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	13	194	43	22.2	5	2	31	3	9.7	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
27	382	河南町	35.0	2023年3月	39	31	442	94	21.3	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	33	28	384	82	21.4	4	2	29	4	13.8	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1	
27	383	千早赤阪村									18	14	141	35	24.8	5	3	29	4	13.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	



調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

大阪府

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他							
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち管理職																				
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)			係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数			女性比率(%)						
			6,537	1,148	17.6	4,637	666	14.4	972	109	11.2	734	85	11.6	1,100	139	12.6	797	88	11.0	4,465	900	20.2	3,106	493	15.9	6,375	1,832	28.7	3,915	930	23.8	12,386	4,206	34.0	7,435	2,107	28.3			4,835	236	4.9	289	13	4.5		
27	100	大阪市	1,237	205	16.6	1,014	162	16.0	84	13	15.5	79	13	16.5	231	25	10.8	190	20	10.5	922	167	18.1	745	129	17.3	1,133	269	23.7	868	206	23.7	4,187	1,183	28.3	3,014	770	25.5	1		3,618	157	4.3	45	2	4.4	1	
27	140	堺市	582	93	16.0	421	55	13.1	132	20	15.2	104	18	17.3							450	73	16.2	317	37	11.7	611	129	21.1	368	69	18.8	1,101	332	30.2	675	208	30.8	1		17	4	23.5	4	1	25.0	1	
27	202	岸和田市	182	42	23.1	117	18.4	28	3	10.7	21	2	9.5	0	0	0	0	0	0	154	39	25.3	96	16	16.7	352	136	38.6	149	44	29.5	245	130	53.1	76	26	34.2	1		7	0	0.0	5	0	0.0	1		
27	203	豊中市	334	85	25.4	163	28	17.2	29	4	10.3	17	2	11.8	45	10	22.2	25	3	12.0	250	71	28.4	121	23	19.0	353	109	30.9	144	34	23.6	1,083	533	49.2	423	153	36.2	1		11	3	27.3	2	0	0.0	1	
27	204	池田市	172	34	19.8	91	13	14.3	52	6	11.5	13	1	7.7	18	2	11.1	14	1	7.1	102	26	25.5	64	11	17.2	127	52	40.9	72	30	41.7	145	77	53.1	67	24	35.8	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
27	205	吹田市	333	68	20.4	238	46	19.3	34	5	14.7	28	5	17.9	73	11	15.1	56	8	14.3	226	52	23.0	154	33	21.4	360	114	31.7	207	56	27.1	564	195	34.6	351	99	28.2	1		15	5	33.3	3	1	33.3	1	
27	206	東大阪市	107	27	25.2	49	11	22.4	22	6	27.3	10	4	40.0	44	8	18.2	14	1	7.1	41	13	31.7	25	6	24.0	122	54	44.3	36	4	11.1	128	66	51.6	54	19	35.2	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1	
27	207	高槻市	177	25	14.1	138	21	15.2	15	1	6.7	13	1	7.7	46	5	10.9	39	5	12.8	116	19	16.4	86	15	17.4	235	49	20.9	158	24	15.2	348	72	20.7	197	24	12.2	1		23	4	17.4	16	3	18.8	1	
27	208	摂津市	123	27	22.0	55	8	14.5	25	2	8.0	10	0	0.0	13	3	23.1	0	0	0	85	22	25.9	45	8	17.8	115	37	32.2	54	13	24.1	203	74	36.5	76	26	34.2	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
27	209	守口市	64	4	6.3	54	3	5.6	14	0	0.0	13	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	45	4	8.9	36	3	8.3	51	9	17.6	29	5	17.2	141	38	27.0	97	13	13.4	1		9	2	22.2	2	0	0.0	1	
27	210	枚方市	283	56	19.8	129	19	14.7	30	5	16.7	14	3	21.4	82	12	14.6	41	5	12.2	171	39	22.8	74	11	14.9	313	88	28.1	166	29	17.5	447	173	38.7	221	73	33.0	1		18	4	22.2	4	0	0.0	1	
27	211	茨木市	142	25	17.6	114	23	20.2	17	3	17.6	15	3	20.0	30	3	10.0	23	3	13.0	95	19	20.0	76	17	22.4	128	25	19.5	95	21	22.1	168	56	33.3	102	28	27.5	1		13	2	15.4	4	1	25.0	1	
27	212	八尾市	258	46	17.8	121	13	10.7	30	5	16.7	18	4	22.2	41	5	12.2	27	3	11.1	187	36	19.3	76	6	7.9	214	51	23.8	125	14	11.2	361	115	31.9	161	27	16.8	1		16	4	25.0	4	1	25.0	1	
27	213	泉佐野市	129	13	10.1	102	5	4.9	40	2	5.0	37	2	5.4	0	0	0.0	0	0	0	89	11	12.4	65	3	4.6	88	19	21.6	67	11	16.4	98	30	30.6	58	10	17.2	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1	
27	214	富田林市	115	23	20.0	66	7	10.6	17	2	11.8	13	2	15.4	16	2	12.5	10	1	10.0	82	19	23.2	43	4	9.3	128	34	26.6	64	11	17.2	246	70	28.5	144	48	33.3	1		8	1	12.5	5	0	0.0	1	
27	215	寝屋川市	134	22	16.4	134	22	16.4	27	3	11.1	27	3	11.1	30	4	13.3	30	4	13.3	77	15	19.5	77	15	19.5	12	2	16.7	12	2	16.7	164	29	17.7	164	29	17.7	1		28	8	28.6	10	0	0.0	1	
27	216	河内長野市	81	6	7.4	51	4	7.8	18	2	11.1	14	2	14.3	2	0	0.0	0	0	0	61	4	6.6	37	2	5.4	117	33	28.2	62	19	30.6	198	59	29.8	110	32	29.1	1		132	2	1.5	14	0	0.0	1	
27	217	松原市	96	8	8.3	66	6	9.1	19	1	5.3	14	1	7.1	24	3	12.5	19	1	5.3	53	4	7.5	33	4	12.1	83	28	33.7	45	13	28.9	101	37	36.6	58	19	32.8	1		123	6	4.9	45	1	2.2	1	
27	218	大東市	86	15	17.4	64	7	10.9	14	0	0.0	12	0	0.0	26	3	11.5	20	2	10.0	46	12	26.1	32	5	15.6	53	8	15.1	40	5	12.5	156	55	35.3	95	22	23.2	1		8	1	12.5	4	0	0.0	1	
27	219	和泉市	142	20	14.1	116	14	12.1	22	1	4.5	18	0	0.0	37	5	13.5	33	5	15.2	83	14	16.9	65	9	13.8	118	43	36.4	78	25	32.1	213	67	31.5	98	19	19.4	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1	
27	220	箕面市	135	32	23.7	100	25	25.0	11	3	27.3	10	3	30.0	18	4	22.2	14	3	21.4	106	25	23.6	76	19	25.0	114	39	34.2	67	23	34.3	241	79	32.8	90	37	41.1	1		9	2	22.2	1	0	0.0	1	
27	221	柏原市	131	21	16.0	77	6	7.8	22	3	13.6	15	1	6.7	26	2	7.7	6	0	0.0	83	16	19.3	56	5	8.9	84	32	38.1	64	23	35.9	110	54	49.1	65	23	35.4	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
27	222	羽曳野市	117	26	22.2	92	14	15.2	18	1	5.6	15	1	6.7	12	3	25.0	11	2	18.2	87	22	25.3	66	11	16.7	234	99	42.3	164	48	29.3	54	23	42.6	35	8	22.9	1		8	1	12.5	4	1	25.0	1	
27	223	阿真市	82	15	18.3	63	8	12.7	11	2	18.2	9	1	11.1	13	1	7.7	11	1	9.1	58	12	20.7	43	6	14.0	109	34	31.2	77	19	24.7	233	93	39.9	79	32	40.5	1		9	2	22.2	3	0	0.0	1	
27	224	摂津市	80	9	11.3	57	7	12.3	13	1	7.7	11	1	9.1	17	2	11.8	11	2	18.2	50	6	12.0	35	4	11.4	75	12	16.0	41	3	7.3	138	29	21.0	45	7	15.6	1		80	6	7.5	11	0	0.0	1	
27	225	森石市	51	4	7.8	42	2	4.8	11	0	0.0	9	0	0.0	13	0	0.0	10	0	0.0	27	4	14.8	23	2	8.7	50	15	30.0	34	8	23.5	51	15	29.4	34	5	14.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
27	226	藤井寺市	82	18	22.0	57	10	17.5	16	1	6.3	10	1	10.0	19	3	15.8	15	2	13.3	47	14	29.8	32	7	21.9	101	38	37.6	77	24	31.2	63	26	41.3	40	13	32.5	1		11	1	9.1	2				

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
都府県	市区町村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の種類	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないが、運用上認めている。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はない。	問6で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はない。	問7で1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はない。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
市	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めている。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配属者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
		30	1の合計	39	2	0	33	2							32	32	32	32	33	27
		8	2の合計	4	37	33	6	37							3	3	3	3	8	3
		0	3の合計	0		6	0	0							0	0	0	0	0	0
		5	4の合計	0											8	8	8	8	2	9
27	100	大阪市	1	大阪市	1	1	2	1	2	大阪市会議規則 第8条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後9週間を経過するまでの期間において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
27	140	堺市	1	堺市議会	1	1	2	1	2	堺市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後9週間を経過するまでの期間において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
27	202	岸和田市	2	岸和田市議会	1	2	3	2	1	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 〔議員報酬の特例〕 第3条 議員が疾病その他の事由により、議会の会務等を長期欠席したときの議員報酬の特例は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左に掲げる議会の会務等欠席した日の前日までの期間の区分に応じて、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 前項の規定は、同項の表の左欄に掲げる期間(以下「欠席期間」という。)の始期に該当する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、同項の議会の会務等に出席した日の属する月のその日の月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 〔期末手当の特例〕 第4条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6月以内において、前条の規定により議員報酬が従前支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に当該減額された議員報酬の減額割合(基準日の前6月以内において、前条第1項の表に掲げる2以上の欠席期間の区分に応じた減額割合の適用を受ける期間がある場合)にあっては、その期間のうち最も高い減額割合とする。)を乗じて得た額を減じた額とする。					4	4	4	4	2	4







都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 関 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で、1.を選択した場合、問2で明記した規定はない。	問6 問1で、1.を選択した場合、休前期間の範囲について議員の規定はない。	問7 問6で、1.を選択した場合、休前期間の範囲について議員の規定はない。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認められている 3. 明記した規定が無く、運用上も認められていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認められていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. し 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
27	221	柏原市	1	柏原市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 議員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招かぬ。又は職務遂行上支障を生ずるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	1	2	3	2	2		2	2	2	2	1	1	
27	222	羽曳野市	1	羽曳野市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 第3条 旧姓を使用するときは、次に掲げる事由のいずれかを生じなければならない。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、かつ、議員の同一性の確保が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1	1
27	223	門真市	1	門真市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 第1項 議員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1	1
27	224	摂津市	1	摂津市議員旧姓使用取扱要綱 (届出) 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」といふ。)により、戸籍上の氏を変更したとき、婚姻前の氏(以下「旧姓」といふ。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用ができない書類等) 第3条 次に掲げる書類等については、旧姓を使用することができない。 (1) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている書類等 (2) 給与、税金、共済等議員の債務債権に關して本人を特定する必要がある書類等 (3) 対外的に身分を証明するために氏名を記載する書類等 (旧姓使用議員の責務等) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、職員等に混乱が生じないよう努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する議員が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用申請(様式第2号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (案件) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長公室長が定める。 附 則 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。	1	2	3	2	2		2	1	1	1	1	1	1
27	225	高石市	2	高石市議員旧姓使用取扱要綱 (第27期1-令3第1-1次)	1	2	2	1	2		2	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の獨立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上であるか。	問6 問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上であるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間以上であるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
コ ー ド	市 区 町 村 名	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
27	226	藤井寺市	藤井寺市議員の旧姓使用に関する要綱	藤井寺市議会	1	2	2	1	2							
			第一号 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によりその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるように、希望により改める前の氏(以下旧姓という。)を使用することに關して必要な事項を定めるものとする。													
			第二号 議員は、公務、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開始前までに議長に届け出なければならない。 二 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
27	227	東大阪市	東大阪市議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下婚姻等という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ期間等による改姓前の氏(以下旧姓という。)を本職等に使用することに關して必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号のすべてに該当するものであり、おおむね別表に掲げるものとする。 (1) 法的な問題を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の増進が図られるもの (2) 職務遂行又は事務処理上、誤解又は混乱を生じおそれのないもの	東大阪市議会	1	2	2	1	2							
			東大阪市議会議員規程第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
			東大阪市議会議員規程第1条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
27	228	泉南市	四條畷市議員旧姓等使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下婚姻等という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き継ぎ期間等による改姓前の氏(以下旧姓という。)を職務等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓等の使用) 第2条 議員は、次に掲げる場合を除き、任命権者の承認を受けて、職務上旧姓等を使用することができる。 (1) 法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に抵触する場合 (2) 職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合 (使用の手続) 第3条 議員は、前条の規定により旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用承認申請書(様式第1号)により任命権者に申請しなければならない。 (使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合であつて旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第5条 第2条の規定により旧姓等の使用の承認を受けて旧姓等を使用している職員(以下旧姓等使用職員という。)が、人事異動等により他の任命権者に属することとなつた場合は、その属することとなつた任命権者の承認を受けたものとし、引き続き旧姓等を使用することができるものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓等使用職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第5号)を任命権者に提出しなければならない。 (義務) 第7条 旧姓等使用職員は、旧姓等を使用するにあつて、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱の実施に關して必要な事項は、任命権者が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等によって戸籍上の氏を改めた職員は、第3条に規定する旧姓等使用承認申請書を提出することにより、旧姓等の使用の承認を受けることができる。	四條畷市議会	1	2	2	1	2							
			四條畷市議会議員規程第1条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるものとする。													
27	230	交野市		交野市議会	1	2	3	2	2						2	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査																
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	議員の仕事と生活の自立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。							
					1. 明記した規定があり、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. 明記した規定がある場合、休職期間(該当部分の条文(本文))を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻後も継続的な人関係、業績の顕彰等確保し、職場における男女平等と雇人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。	大阪狭山市議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	4
27	232	阪南市		阪南市議会	1		2	1			2			1	1	1	1	1	1	1
27	301	島本町	島本町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	島本町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	1
27	321	豊能町		豊能町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	1
27	322	能勢町	能勢町職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の姓を改めた後も、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を継続的に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	能勢町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	4
27	341	忠岡町		忠岡町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の自立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で、1.を選択した場合、出席に係る産前産後期間の明記はない。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。	問7 問1で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はない。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
27	361	鶴取町	1	議員旧姓使用取扱要綱	鶴取町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	
27	362	田原町	1	田原町議員旧姓使用取扱要綱 (要旨) 第1条 この要綱は、田原町議員(以下「議員」という。)が婚 姻、親子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による変更前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (対象文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、専ら職務の行使に使用される文書等で、法令その他の法律の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上又は事務処理上、継続又は混乱を生じおそれのないものとして、町長が認めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 町長は、前項の届出を承認したときは、旧姓使用承認書(様式第2号)により議員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用の承認を受けた議員は(以下「旧姓使用議員」という。)は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を提出した議員は、当該旧姓を使用することができないものとする。 (旧姓使用の取消) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上その他の事由により支障がある認めるときは、当該旧姓の使用に係る承認を取消することができる。 (旧姓使用議員の責務等) 第7条 旧姓使用議員は、第2条に規定する文書等に氏名を表示するときは、必ず旧姓を使用することとし、常に注意、他の議員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 議員は、文書等に旧姓使用議員の氏名を表示するときは、旧姓を使用するものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。	田原町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	4
27	366	網町	4		網町議会	2						4	4	4	4	2	2	
27	381	太子町	4		太子町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	
27	382	河津町	4		河津町議会	1	2	2	1	2		4	4	4	4	2	4	
27	383	千早赤阪村	4		千早赤阪村議会	2						2	2	2	2	2	2	



都 道 府	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問9 議員の利用することのできる非常施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、選称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ1防 止・ 理に ハあ 関ラ る定 すス 等メ ン規 が定 ト	相に2 談・ 高すハ いるを る議 置向 しけ ト	向防3 け止 研にハ 閉ラハ る開ラ るを すス 行る メン ト議	4 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
27	## 茨木市	2	2	3							3	2	1	茨木市地域防災計画 第1節 総 則 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3) 市常任幹部(部長・市民文化部長) ア 避難所・市民相談班(〇市民協議推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女平等課、(各避難所委員)) 【災害予防対策】 □外国人に対する支援体制整備に関すること 【災害の急がしい(重)・復興対策】 □避難者の誘導に関すること □避難所の運営に関すること □福祉避難所(市民文化館等)の運営に関すること □自治会長等地域住民との連絡調整に関すること □市民災害相談窓口の開設に関すること □団体の収容及び火葬に関すること □市内団体との連絡調整並びに本部との連絡に関すること □物産の安定確保に関すること □被災動物の保護及び処入に関すること □避難所の運営の総合調整に関すること □文化・スポーツ施設等(市民文化館等)の管理に関すること
27	## 八東市	4	4	3							3	2	2	
27	## 豊佐野市	4	4	1			3				1	4	2	
27	## 高田林市	4	4	3							3	4	2	
27	## 豊原山町	4	4	3							3	2	2	
27	## 河内長野市	4	4	3							3	4	2	
27	## 松原市	4	4	3							3	2	2	
27	## 大東市	4	4	3							3	2	2	
27	## 和泉市	4	4	3							3	2	2	
27	## 箕面市	4	4	3							3	4	2	
27	## 柏原市	4	4	3							3	2	2	
27	## 羽曳野市	4	4	3							3	4	2	
27	## 門真市	4	4	3							3	4	1	門真市地域防災計画 資料編 ※資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」から下記引用 【班名・班長】 災害相談班・人権市民相談課長 【部署名】 地域政策課・市民課・人権市民相談課 【主な事務分掌】 1.災害に関する苦情受付及び処理に関すること 2.市民の災害相談に関すること 3.被災者応急用品等の確保、あつせん並びに物産の安定確保に関すること 4.施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 5.部内の連絡調整に関すること 6.本部の指示による各部局の応援に関すること
27	## 摂津市	4	4	3							3	4	2	
27	## 高石市	4	4	3							3	2	2	
27	## 藤井寺市	4	4	3							3	4	2	
27	## 東大阪市	4	4	3							3	2	1	東大阪市地域防災計画 P83 防災訓練の実施 ・地域防災計画の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の円滑な実施を目的として、要配慮者や女性の参加を含め多くの市民の参加を増加させた各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。 P250、422 指定避難所の管理・運営 ・避難の長期化等の状況にに応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 ・相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。)
27	## 島津市	4	4	3							3	4	2	
27	## 四條畷市	4	2	1	1						3	2	2	四條畷市議会基本条例 議員の政治倫理 第3条 議員は、市民の総意を代表し、市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚し、公正、誠実を基本として、厳しい倫理意識に照して積極的に活動するものとする。

